

令和4年5月18日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

東三河5市でパートナーシップ宣誓制度に係る 自治体間連携に関する協定を締結します

※協定による手続きの開始日は令和4年7月1日（金）

※豊川市は、令和4年7月1日よりパートナーシップ宣誓制度を導入予定

このたび豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市及び田原市は、下記のとおりパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結します。

この取組により、東三河5市でのパートナーシップ宣誓制度に関する連携・協力を進め、制度利用者が安心していきいきと生活できることを目指します。

記

- 1 協定名 パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定
- 2 協定による手続きの開始日 令和4年7月1日（金曜日）
- 3 主な連携事項

○制度利用者が東三河5市間で転出入した際の宣誓手続きの簡素化

- ・転入先の市への宣誓手続きにおける一部添付書類の省略
- ・転出元の市への手続きが不要

※連携スキームは裏面のとおり

- 4 協定締結式の開催について

日 時：令和4年5月27日（金）午後2時から

場 所：豊橋市役所 政策会議室（東館4階）

出席者：豊橋市 浅井 由崇 市長 豊川市 竹本 幸夫 市長

蒲郡市 鈴木 寿明 市長 新城市 下江 洋行 市長

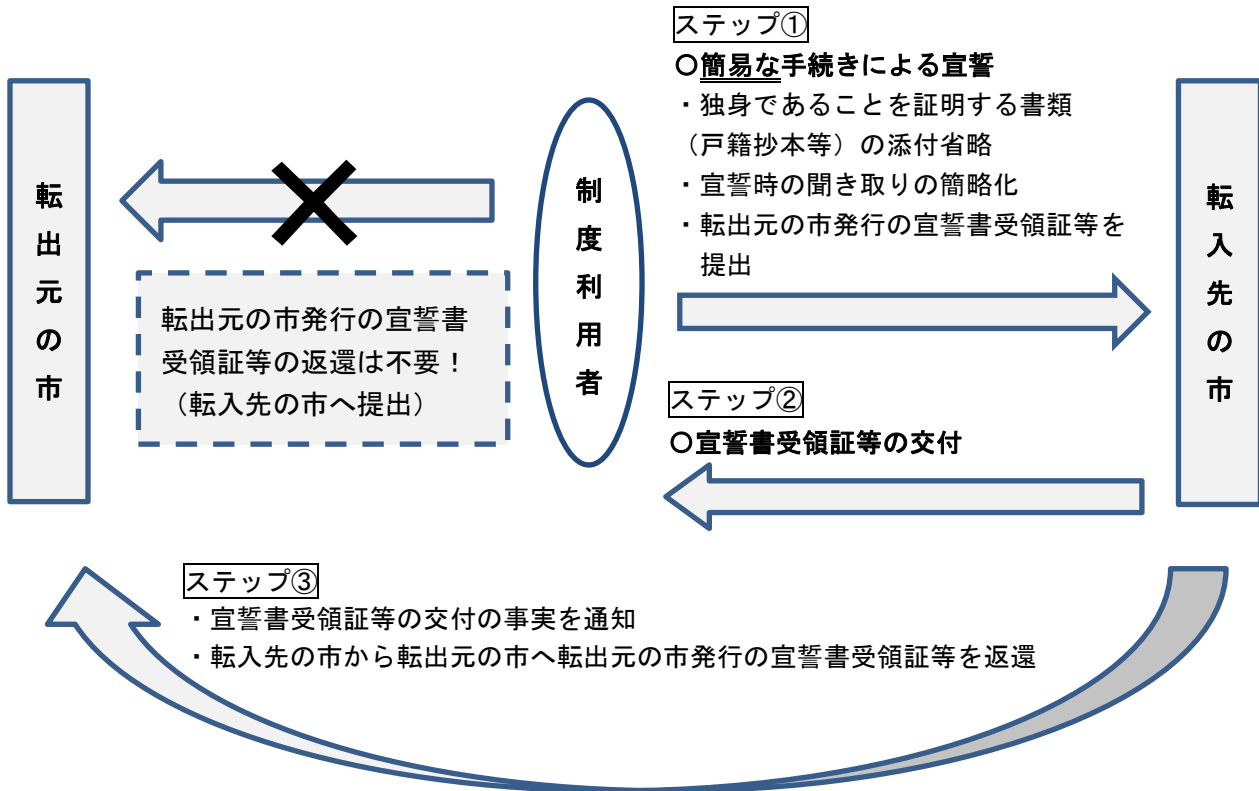
田原市 山下 政良 市長

- 5 その他

本協定による宣誓手続きの簡素化は、制度利用者が転入先の市の宣誓制度に該当する場合に対象とします。



○連携スキーム





豊川市パートナーシップ宣誓制度について

パートナーシップ宣誓制度とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人の関係を、市に対して、互いが宣誓し、その宣誓を豊川市が公的に証明する制度です。

この制度は、法律上の効果（婚姻や財産の相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、宣誓されたお二人の思いを尊重し、応援するものです。

また、この制度について、令和4年4月13日から5月12日までのパブリックコメント手続による意見等の募集を行いました。今後、パブリックコメント手続きの結果を公表し、令和4年7月1日より制度導入を予定しています。

【お問合せ先】

豊川市役所 市民部 人権交通防犯課 人権推進係 伊藤、橋爪

TEL:0533-89-2149

Eメール: jinkenkotsu@city.toyokawa.lg.jp